

PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）  
に対する意見公募要領

令和7年3月7日  
総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室  
厚生労働省健康・生活衛生局健康課  
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

令和3年4月に、安全、安心な民間 PHR（Personal Health Record）サービスの利活用の促進に向けて、健診等情報を取り扱う事業者による PHR の適正な利活用が効率的かつ効果的に実施されることを目的に、PHR サービスを提供する事業者が遵守すべき事項を示す指針として、総務省、厚生労働省及び経済産業省により「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」が策定されました。

今般、時勢の変化や実際の運用を踏まえ、本指針の対象とする範囲や、主にクラウド上で PHR サービスを提供する者が健診等情報を取り扱う際に遵守すべき情報セキュリティ対策等について、外部有識者からなる作業班にて検討を行い、本指針を改定するとともに、名称も「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」に改めることとしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針（案）」

3. 資料入手方法

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年3月7日（金）～令和7年4月7日（月）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

（2）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

## パブリックコメント担当 あて

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

### 6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

